

平成25年4月1日制定

一般社団法人 鳳陽会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 鳳陽会の活動に必要な経費に充てるため徴収する会費について定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会費の種類は、入会費、年会費及び賛助会費とする。

(入会費)

第3条 会員は、入会時に入会費として2万円を納入する。ただし、山口大学経済学部（又は山口大学大学院経済学研究科）の学生は、入学時（在学中）にあらかじめ納入できるものとする。この場合、入会積立金としてこれを会員として入会するまでの間、積立処理する。

(年会費)

第4条 年会費は、年額3千円とする。ただし、次条の賛助会費を5口以上納入した者は、年会費の納入を要しない。

(賛助会費)

第5条 賛助会費は、1口1万円とし、1口以上随意とする。

(会費の納入)

第6条 この規程に言う会費は、原則として本部に納入するものとする。

(会費の免除)

第7条 会員の内特別会員に関しては、第4条の規程にかかわらず年会費の納入を免除する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃については、総会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規定は、一般社団法人 鳳陽会の設立の登記の日から施行する。